

「JAPAN TRADE EXHIBITION IN DUBAI 2025」京都ブースの設置・運営等業務に係る仕様書

1 委託業務名

「JAPAN TRADE EXHIBITION IN DUBAI 2025」における京都ブース設置・運営等業務

2 開催経緯・目的

京都府・公益財団法人京都産業21では、京都府内産業に新たな価値を付与する世界規模のエコシステムを構築するため、地理的優位性を活かした商業・運輸・物流のハブであり、東西の中継点として世界貿易の玄関口の役割を担うドバイ首長国において、同国で開催される日本に特化した展示会としては唯一となる「JAPAN TRADE EXHIBITION IN DUBAI 2025」に京都ブースを設置する。

3 JAPAN TRADE EXHIBITION IN DUBAI 2025（以下、「本展示会」）

開催期間：2025年2月10日～12日

開催場所：アラブ首長国連邦・ドバイ首長国 ドバイワールドトレードセンター

主催：JAPAN TRADE EXHIBITION in DUBAI 2025 実行委員会

4 委託期間

契約締結の日またはその翌日～令和7年3月12日

5 事業内容

京都府内企業の製品やサービス等を中心に展示する「京都ブース」を設置し、来場者とのビジネスマッチングを行う。

■京都ブース面積

450㎡（9㎡（縦3m×横3m）×50小間、エリア内通路等を除く。）

6 委託業務内容

次の業務を行うこと

（1）本展示会主催者との調整

以下の事項について、本展示会主催者との調整を行い、対応すること

- ① 京都ブースの出展に係る申込及び出展料の支払い
- ② 京都ブースへの出展企業（以下、「出展企業」）の航空券、宿泊、出品商品等の輸送、その他本展示会主催者に対する申請事項に係る手続き
- ③ トラブル発生時の対応方法
- ④ その他、委託者が必要と認める事項

（2）出展企業の選定

京都府内に本社又は事業活動を遂行する拠点を有する企業を中心に、出展企業を選定すること

なお、出展企業から出展料を徴収し、本業務の遂行のために必要な費用として見積もること

(3) 出展企業サポート

出展企業選定後、出展に関する手続き等について案内するとともに、出展企業からの問い合わせに対応し、必要に応じて、本展示会主催者との調整を行うこと

また、出展企業の海外事業展開に向けた伴走支援を行い、本展示会開催前から開催後まで含めた出展企業のサポートを行うこと

(4) 会場装飾等の企画、会場設営・装飾等の施工

本展示会事務局が定める装飾規程及び規則に基づき、京都ブースのレイアウトや会場装飾、各出展企業のブースに共通するデザイン等を企画すること

上記の企画に基づき、資材等の発注・搬入・設置・撤去等を行うこと

なお、会期中に、委託者または出展企業から、京都ブースの装飾に係る工事等一切の業務について補正等の指示があった場合には、速やかにその指示に従うこと

(5) 京都ブース運営業務

本展示会の開催期間中の京都ブースの運営・現場管理全般を行うこと

(6) ビジネスマッチング支援業務

京都ブースの配置や出展企業を紹介するパンフレットを作成し、本展示会来場者等に配布すること（英語で作成することし、紙、デジタルいずれの形式でも可とする。）

また、出展企業と本展示会来場者とのビジネスマッチングを補助するため、英語及び日本語で対応できる通訳を手配すること

7 個人情報の保護

本委託業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

8 業務実施において委託業者に求める内容と注意事項

(1) 関係法令等の遵守

アラブ首長国連邦、ドバイ首長国及び日本国等の関係法令を遵守して業務を実施すること。

(2) トラブル等の未然防止及び対応

受託者は、出展企業とのトラブル等の防止に努めること。また、トラブル発生時には責任をもって対応するとともに、委託者に対して速やかに報告すること。

9 成果物の提出

業務を完了したときは、直ちに業務完了報告書を委託者まで提出すること。

10 その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法について委託者の指示に従うとともに、進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のため、定期的に委託者と連絡を取ることを。

(2) 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。